

令和	61	王つ	日	1	a	\Box

東京	簡易	裁判	斩 往	卸中
717/11	1FU "///	W 1 1/	/ 1	P 1

原 告 ■ ■ ■

〒100-8162 東京都千代田区大手町 1 - 1 - 2 ENEOS株式会社内

原 告 ■ ■ ■

〒100-8162 東京都千代田区大手町1-1-2

被 告 ENEOS株式会社

同代表者代表取締役 宮田 知秀

損害賠償請求事件

訴訟物の価額1円貼用印紙1,000円

目次

第1	請求の趣旨	2
第2	請求の原因	2
1	用語の意味	2
2	当事者	2
3	被告における業務の適正等を確保するための体制	2
4	経緯	2
5	被告の本件規程違反の存在	10
6	原告の損害	13
第3	まとめ	13

第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、金1円の金員を支払え。

第2 請求の原因

1 用語の意味

本書に用いる用語の意味は、本書に別段の定義のない限り、被告が定める「コンプライアンスホットライン規程」(甲1。以下「本件規程」という。)において定義するところによる。

2 当事者

- (1) 被告は、石油、天然ガスその他のエネルギー資源及びそれらの副産物の精製、加工、貯蔵、売買及び輸送等を目的とする株式会社である。
- (2) 原告は、被告の従業員である。原告は、本件当時、被告において、経費の支払い業務に従事していた。

3 被告における業務の適正等を確保するための体制

被告は、国内外の法令、定款、社内規程及び企業倫理の遵守に関するグループ行動基準を定め(甲2)、ENEOSグループのコーポレートガバナンスに関する基本方針を制定し、通報窓口および対応体制を含む自社及び子会社等から成る企業集団の業務の適正等を確保するための体制を整備して、これらを被告の公式ホームページで公表している。

被告における通報窓口および対応体制は、コンプライアンスホットライン制度 (以下「本件内部通報制度」という。)という名称であり、被告が本件規程を定 めて、これを運用している。

4 経緯

(1) 平成27年11月6日 (2015年)

原告は、平成27年11月6日、オーストラリアの法律事務所(以下「本件豪州企業」という。)に対してコンサルタントの役務対価とオーストラリアの物品サービス税であるGST75,473.10豪ドル(以下「本件GST」という。)を合わせた金額836,601.06豪ドルを支払う手続きを行った(甲3)。実務上、海外企業が被告に発行する請求書において、海外企業が被告に対してGSTを請求することは、特殊な場合を除いてほとんどない。原告は、本件豪州企業に対して本件GSTを支払う義務があるのか否かを確認することを失念していた。

(2) 平成28年1月7日(2016年)

原告は、本件豪州企業に対して本件GSTを支払う義務がないかもしれない ことに気が付いた。そのため、原告は、平成28年1月7日、直属の上司(以 下「上司A」という。)に対し、本件豪州企業に対して本件GSTを支払う手 続きを行ったことを報告した(甲4)。

(3) 平成28年3月31日 (2016年)

決算期のため、原告は、平成28年3月31日、上司Aに対し、本件GSTの支払いに関して確認するメールを送信した。これに対し、上司Aの回答は、経費支払いに関する内容であるにもかかわらず、被告と本件豪州企業との契約内容から本件GSTを支払う義務があるのか否かについて確認する意向が認められないなど不明瞭な点があった。(甲4)

そのため、原告は、上司Aの回答に原告を誤導する意図を感じており、後になってから、原告が契約内容の確認を取らずに支払い手続きをしたなどと叱責を受けるおそれを抱いていた。

(4) 平成28年9月14日 (2016年)

原告は、平成28年9月14日、本件規程2.1(1)アに定めるメールアドレスに対し、本件豪州企業に対して本件GSTを支払う手続きを行った事実、及びこれに関連する上司Aらから伝えられた内容を通報するメールを送信した(甲5。以下、本件GSTの支払いに関連する事実、疑念、確認事項又は疑問事項などの情報を通報する通報を総称して「本件通報」という)。

上記メールアドレスは、本件内部通報制度における社内窓口の法務部長宛のメールアドレスとして本件規程2. 1(1)アに定められているものの、実務上は、内部通報の受付窓口のメールアドレスとして機能しているメーリングリストである。

被告が本件規程2. 1(1)アに定めるメールアドレスに対する通報を受け付けた後は、通報情報の追加を通報する宛先に法務部長を含めないなど、通報の宛先を本件規程3. 4(2)に定める「調査補助者」(以下「調査補助者」という。)のみにするように制限されている。(以上につき、甲6)

本件規程1.2(5)は、「通報」について、(発見した不正行為等を)是正する目的でこの内容を告げる行為をいうと定義しており、また、本件規程1.2(9)は、「調査」について、通報情報に関する事実を確認するための調査をいうと定義している(甲1)。一般的な通報も「公益通報の対象となる事実については、具体的な法令名や条項を明示する必要はありませんが、通報が「公益通報」に該当するか否か判断できる程度に、またその後の調査や是正等が実施できる程度に具体的な事実を知らせる必要があります」と消費者庁のウェブサイ

トに記載されているとおりである。

上記で述べた本件規程の内容により、原告は、通報者が具体的な法令違反や不適切であるか否かの評価を指摘する必要がない、又は指摘する権限がないという理解をしていたことから、本件豪州企業に対して本件GSTを支払う手続きを行った事実、及びこれに関連する上司Aらから伝えられた内容を本件通報に係る情報(以下、本件通報に係る事実、疑念、確認事項又は疑問事項などの情報を総称して「本件通報情報」という。)として告げるに留め、上司Aが部下に対して虚偽の内容を伝えているという疑念、及び本件豪州企業に対する支払いが契約に基づいているか否かなどの評価、確認事項又は疑問事項を本件通報情報として告げていなかった。

ちなみに、法務部は、平成28年9月14日の通報について、本件規程に基づく通報であると認識していたものの(甲7)、通報があった旨を関係役員等に報告していなかったため、被告は、本件規程3.2(1)に違反している。

(5) 平成28年10月3日(2016年)

原告は、平成28年10月3日、調査補助者に対し、本件GSTの金額が請求金額として記載されている請求書や上記(3)で述べた原告と上司Aとのやり取りが記載されているメールファイルを添付して本件通報情報の追加を告げるメールを送信した(甲8)。

本件通報においては、平成28年10月3日の時点で、本件豪州企業に対して本件GSTを支払う手続きを行った事実を通報していた。加えて、GSTに関しては、実務上、海外企業が被告に発行する請求書において、海外企業が被告に対してGSTを請求することは、特殊な場合を除いてほとんどない。

そのため、原告は、原告から通報窓口又は調査補助者に対して、本件豪州企業に対する支払いが契約に基づいているか否かなどの評価、確認事項又は疑問事項を告げなくても、本件規程上の調査において、被告と本件豪州企業との契約内容から本件GSTを支払う義務があるのか否かについて確認する作業が行われるものと考えていた。

(6) 平成28年12月16日 (2016年)

原告は、調査補助者からの報告を待っている状態であった(甲9)。原告が 調査補助者からの報告を待っている間に、上司Aが部下に対して、契約内容を 確認する行為を咎める事態が発生したため、原告は、平成28年12月16 日、調査補助者に対し、上司Aが契約書の提示を求められることを理由に税務 に関する疑問事項について税務グループに照会しない意向であると思われる旨 及びこの上司の意向が起因となって発生する可能性がある問題事項を本件通報 情報の追加として告げるメールを送信した(甲10)。

調査補助者は、同日、上記のメールに返信するかたちで、原告に対し、「ご 連絡内容についても、経理部に申し伝えますので、もう少々お時間をいただき たく存じます。(原文ママ) | と返信した(甲11)。

(7) 平成28年12月28日 (2016年) ~平成29年1月6日 (2017年)

調査補助者は、平成28年12月28日、原告に対し、本件通報情報に関して、今後の対応を伝えるメールを送信した(甲12)。

原告は、平成29年1月4日及び同月5日、調査補助者に対し、調査補助者から伝えられた内容から本件通報情報に関して確認できた事項と確認できていない事項を整理した内容を伝えるメールを送信した。本件通報情報に関して確認できていない事項として上記メールに記載していた内容は、被告と本件豪州企業との契約に関する事項である。原告は、上記メールのなかで、調査補助者に対し、契約内容の確認に関する状況を伝え、「契約締結時、契約書に付加価値税を請求額に含めないことを記載することについて、相手企業に依頼することができるのかどうか?(原文ママ)」と伝えていた。(甲13)

原告は、上司Aが契約内容を確認しないという行為が意図的であると感じていたものの、上司A個人の問題とされないようにと配慮して、調査補助者に対し、上司Aが部下に対して虚偽の内容を伝えている疑念を通報するような通報情報ではなく、上記のように契約内容の確認に関する状況や契約内容に関して確認できていない事項を伝えるような通報情報を本件通報情報の追加として告げた。

(8) 平成29年7月20日 (2017年)

調査補助者が原告に対して「追加でいただいた疑問も含め、対応検討させていただきます。(原文ママ)」と通知した平成29年1月5日のメールから(甲14)、本件通報情報に関する連絡が半年以上も途絶えていたため、原告は、同年7月20日、調査補助者に対し、本件規程3.1(1)に規定する「調査を実施しない場合はその旨および理由」の通知を依頼するメールを送信した(甲15)。

調査補助者は、上記のメールの後の原告と調査補助者とのメールのやり取り や面談のなかで、原告に対し、同年2月7日に法務グループのGMと上司Aと の間で協議を実施していたことを通知した。

(9) 平成29年7月28日 (2017年)

上記(8)で述べた平成29年2月7日に行った協議について、その内容や結果

については通知されていなかったこと、また、原告と調査補助者との面談において、原告が本件通報情報に関する確認事項のたたき台を作成することになっていたことから、原告は、上司Aが本件通報情報の具体的内容について把握をしていないという理解をしていた。

原告は、同年7月28日、調査補助者に対し、本件通報情報に関する確認事項のたたき台として作成したExcelファイルを添付したメールを送信した(甲16)。そのExcelファイルの一番上には、平成28年1月7日にコンサルタント費用の請求額に付加価値税75,437.10豪ドルが含まれていたことを報告した事実に加えて、「契約時に、"税抜きで請求"という契約は行えないのか?、海外取引の際、付加価値税と合わせて支払わなくてはならないのはどのようなケースか?(原文ママ)」という確認事項を記載していた(甲17)。

上記メールを受信した調査補助者は、同日、原告に対し、追加の資料提供を 依頼して、打ち合わせの日程を設定する場合があることを通知するメールを送 信した(甲18)。

(10) 平成29年8月14日 (2017年)

調査補助者の依頼により、原告が本件通報情報に関する確認事項のたたき台を作成して提出したにもかかわらず、調査補助者は、原告との打ち合わせ等を行わないままに、平成29年8月14日、原告に対し、本件通報情報に関する調査結果を報告するメールを送信した(以下「本件調査報告1」という。)。

本件調査報告1のメールには、「本件は既にコンプライアンス違反では無いことが確認されているため、制度の趣旨と異なることから、具体的な個別の事項については、回答を差し控えさせていただきます。(原文ママ)」と記載されていた。(以上につき、甲19)

(11) 平成29年10月16日(2017年)

平成29年10月16日、本件通報情報に関する措置と思われる内容の部長報告が行われた。被告の豪州子会社が被告に対して「戻入れ」として送金した金銭は、コンサルタント費用として一般管理費で計上している被告が過去に支払った豪州GSTに係る還付金であると解釈される内容が含まれる部長報告ではあるものの、還付金の金額を示さないなど会計処理について報告する部長報告としては不明瞭な点があった。(甲20)

(12) 平成30年9月13日(2018年)

被告は、平成30年9月13日、「豪州国外の顧客に対するサービス提供費用には、豪州GSTを課さない。なお、本件豪州企業がGSTを課すべきと判

断すれば、GST込みで請求する権利を有する。」という内容が記載されている被告と本件豪州企業との間の契約(以下「本件契約」という。)を締結した。被告と本件豪州企業との間の契約に関しては、本件契約が締結されるまでの間、GSTに関する定めは存在していなかった。

原告は、令和2年6月25日まで、上記の契約内容について通知されていなかった。(以上につき、甲21)

(13) 平成30年11月27日 (2018年) ~平成31年3月20日 (2019年)

本件調査報告1において何を調査したのか分からなかったことに加え、被告の豪州子会社が被告の代わりに本件GSTの支払いに係る還付金を受領したようにみせかけるために、被告の豪州子会社が被告に対して送金したのではないかという疑念を抱いたため、原告は、平成30年11月27日、本件規程2.1(1)アに定めるメールアドレスに対し、本件豪州企業に対して本件GSTを支払う手続きに関連して発生した一連の事実を通報するメールを送信した(甲22)。

その後、原告と調査補助者は、平成31年3月20日までメールのやり取りを行った。そのメールのやり取りにおいても、本件GSTの支払いに係る契約内容についての議論があり、原告は、「2016年1月にGSTを支払っていることに気が付いていたのに、なぜ、2017年4月まで同様にGSTの支払をしていたのか?契約書の記載は確認をしているのか?(原文ママ)」と指摘していた。(甲23)

(4) 令和元年10月25日(2019年)

調査補助者は、令和元年10月25日、原告に対し、本件通報情報に関する 調査結果を報告する面談をした(以下「本件調査報告2」といい、本件調査報 告1と併せて「本件各調査報告」という。)。

被告は、上記(1)で述べた本件豪州企業に対する836,601.06豪ドルの経費支払い以外の経費支払いについてGSTが課されていたか否かを調査していた。調査による結論は、「一般に、GSTの還付は納税者の「権利」であり、「義務」ではない。したがって、GSTの還付をするか否かは任意であり、還付を受けないままであったとしても、不正行為等にはあたらない。(原文ママ)」であった。(以上につき、甲24)

(15) 令和元年10月29日~12月20日(2019年)

原告は、令和元年10月29日、同年12月2日及び同月10日、調査補助者に対し、本件各調査報告についての質問として、本件GSTの支払いに係る

契約内容、及び豪州子会社が被告に対して送金した際の豪州子会社側の会計帳簿の内容について質問をした。これに対し、調査補助者は、同月3日及び同月20日、原告に対し、原告の質問事項について回答をした。

本件GSTの支払いに係る契約内容についての調査補助者の回答は、「取引に税金が課されるか否かについては、民間同士の合意である契約書ではなく、国((本件豪州企業)との取引であればオーストラリア国家)が決めることです。したがいまして、契約書上のGST条項の有無や記載内容については、結論に関係がありませんのでお調べしませんし、また、※※事業部内でそうした確認をしなかったことも特に不審なこととは認定いたしません。「真摯に対応した」という記載については、被通報者が※※事業部長にも報告し、経理部や税務部門にも展開して納得が得られており、また豪州GSTについて還付を受けているという事実をもって認定しました。まず、契約書を確認する行為は、先に述べた通り対応として意味がない行為ですので、行われなかったとしても対応を怠ったことになりません。また、(本件豪州企業)への照会の時期についても、税務アドバイザーの意見を得てから照会をかけるという方法は適切です。(「(本件豪州企業)」と「※※」以外は原文ママ)」という回答であった。なお、本当に税務アドバイザーの意見を得ていたのか否かについては、その証拠が無いため、今もなお不明である。

ちなみに、豪州子会社が被告に対して送金した際の豪州子会社側の会計帳簿の内容についての調査補助者の回答は、「(豪州子会社)の会計仕訳を調べることは、「コンプライアンス違反ではない」という結論に影響しませんので調査不要と判断しています。(「(豪州子会社)」以外は原文ママ)」であった。(以上につき、甲25)

(16) 令和2年3月27日(2020年)

原告は、令和2年3月27日、「社長・大田さんの輪」と題する被告の社内 SNS (以下「本件SNS」という。) に、コンプライアンスホットライン制度の本件各調査報告の内容について疑問を呈する投稿をした(甲26)。

(17) 令和2年6月25日及び同年7月9日 (2020年)

調査補助者は、令和2年6月25日及び同年7月9日、原告に対し、上記(16)で述べた原告の本件SNSへの投稿内容についての回答として、上記(12)で述べた被告と本件豪州企業との間で締結された契約の内容、及び本件豪州企業が被告に対してGSTを請求していたのは平成29年4月までであった旨を通知するメールを送信した(甲21)。

5 被告の本件規程違反の存在

(1) 本件規程3.6(1)について

本件規程3. 6(1)は、本件内部通報制度における調査結果等の通知・報告について定めており、その内容は以下のとおりである(甲1)。

3.6 調査結果等の通知・報告

- (1) 法務部長は、調査の終了後、被通報者および調査協力者の名誉、信用、プライバシー等に十分配慮したうえで、実名通報者に対して、次の事項(以下総称して「調査結果等」という。)を通知する。(中略)
 - ア. 法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実の有無
 - イ. 法令等に違反する事実が確認された場合は、その是正措置および再発防止策
 - ウ. 法令等に違反するおそれのある事実が確認された場合は、その対応策
 - エ. (中略)

(2) 被告の本件規程3.6(1)イ又は同ウ違反の存在

- ア 上記第3の4(4)~(7)、(9)及び(13)で述べたとおり、原告は、被告に対し、本件豪州企業に対して本件GSTを支払う手続きを行った事実、本件GSTの支払いに係る契約内容に関する確認事項又は疑問事項、及び本件GSTの支払いに係る契約内容を確認していないことについて疑念を本件通報情報として告げていた。
- イ 上記同(10)及び(4)で述べたとおり、被告は、原告に対し、本件各調査報告において、コンプライアンス違反ではないことが確認されていることにより具体的な個別の事項の回答は差し控える旨、及びGSTの還付を受けないままであったとしても不正行為等にはあたらない旨を報告した。被告は、原告に対して本件規程3.6(1)イ又はウに定める通知をしない場合に該当する内容の調査報告を行ったことにより、本件規程3.6(1)イに定める「是正措置および再発防止策」又は同ウに定める「対応策」を通知しなかった。

さらに、上記同(15)で述べたとおり、被告は、原告に対し、本件各調査報告に対する原告の質問事項についての回答として、契約書上のGST条項の有無や記載内容については調査しない旨、及び契約書を確認する行為は意味がない行為であるとして、契約書を確認しなかった行為を不審な行為や対応を怠った行為として認定しない旨を通知していた。

ウ 上記同(12)及び(17)で述べたとおり、甲21の内容によると、被告は、平成3 0年9月13日、本件契約を締結していた。被告と本件豪州企業との間の契 約に関しては、本件契約が締結されるまでの間、GSTに関する定めは存在 していなかった。GSTの請求については、何かしらの措置を行ったことにより、本件豪州企業が被告に対してGSTを請求していたのは平成29年4月までであった。

被告と本件豪州企業との契約の経緯について甲21の内容から整理すると、以下のとおりである。

被告と本件豪州企業との契約の経緯

平成26年4月1日	契約内容にGSTに関する定めが存在していない契約(以下「本件 契約の前に契約した契約」という。)の有効開始日。
平成27年11月6日	原告が本件豪州企業に対して本件GSTを支払う手続きを行った。 (本件通報情報)
平成28年4月1日	本件契約の前に契約した契約が自動延長。
9月14日	原告が本件規程に定めるメールアドレスに対して本件通報をした。
平成29年2月7日	調査補助者が被通報者と協議を行った。
4月まで	この時点まで本件豪州企業が被告に対してGSTを請求していた。
8月14日	本件調査報告1を行った。
平成30年4月1日	本件契約の前に契約した契約が自動延長。
9月13日	被告がGSTに関する契約内容を記載した本件契約を締結した。
11月27日	原告が本件規程に定めるメールアドレスに対して本件通報をした。
令和元年10月25日	本件調査報告2を行った。

エ 上記ウで述べた被告が本件契約を締結した事実、及び本件豪州企業が被告に対してGSTを請求していたのは平成29年4月までであった事実からすると、本件豪州企業に対するGSTの支払いが契約に基づいていないこと、 又は契約に基づいていないおそれがあることを、被告が本件通報を受けたことにより把握したから、是正措置、再発防止策又は対応策を実行したことが明らかである。

これにもかかわらず、被告は、本件各調査報告又は本件契約を締結した前後において、原告に対し、本件契約を締結した事実及び被告が本件豪州企業

からGSTを請求されないために実行した是正措置、再発防止策又は対応策を本件規程3.6(1)イ又は同ウに定める事項として通知していなかった。 オーしたがって、被告に本件規程3.6(1)イ又は同ウの違反が存在する。

6 原告の損害

被告の本件規程3. 6(1)イ又は同ウの違反により、原告に対して業務の適正化に関する通知が行われなかったことから、原告は、業務を遂行するなかで本来行うべき業務プロセスを行うことができないなど、業務の適正等が確保できなかったという認識をしており、精神的苦痛が続いていた。

第3 まとめ

よって、被告について、民法第415条の債務不履行に基づく責任又は民法第7 09条の不法行為に基づく責任が成立し、原告は、被告に対して、1円の支払いを 求める。

以上

証拠方法

「請求の原因」の事実を明らかにする書証は、被告が原告に対して、訴訟に関する行為について被告が原告に貸与するパソコン端末を使用することを認めた後、 追って提出する。

付属書類

- 1 訴状副本 1 通
- 2 資格証明書 1通